

## 介護保険制度の概要について

### 1 制度の概要

高齢社会における介護の問題を社会全体で支える制度として、平成12年4月に創設された介護保険制度は、相互扶助の考え方にに基づき、被保険者が保険料を出し合い、要介護認定を受けて介護サービスを利用するシステムであり、区市町村が保険者として運営している。

区市町村においては、3年を一期とする介護保険事業計画の策定が義務付けられており、令和4年度は、令和5年度までの3か年に及ぶ第8期計画の中間年度にあたる。

### 2 被保険者・保険料

	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	65歳以上の区民全員	40歳から64歳までの区民で、医療保険の加入者
利 用 者	身体上又は精神上の障害があるため、入浴・排せつ・食事などの日常生活に介護や支援が必要と認定された者	加齢に伴う特定疾病が原因で、日常生活に介護や支援が必要と認定された者
保険料負担	所得に応じた保険料を負担	所得金額・標準報酬月額等の一定割合を、加入している医療保険料に合算して負担

### 3 保険者と国、都の役割

介護保険制度は、区市町村を保険者とし、国、都とは次のような役割分担となっている。

保険者 (区)	被保険者の資格管理、第1号被保険者の保険料徴収、要介護及び要支援認定、事業対象者の判定、保険給付、介護サービスの基盤整備、事業者（地域密着型サービス、総合事業及び居宅介護支援等事業所）の指定及び指導、介護保険事業計画の策定、総合事業の運営・制度設計・見直し、財政負担
都	保険者支援・指導、事業者の指定・指導、財政安定化基金の設置、介護保険審査会の設置（審査請求の処理）、介護サービスの基盤整備（施設整備・人材の育成及び養成）、介護サービス情報の公表、介護保険事業支援計画の策定、財政負担
国	制度の設計・見直し、基本指針の策定、保険者・事業者等への指導、財政負担

#### 4 総合事業

本区では、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援を目指し、平成28年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）を開始した。

要支援1・2の判定認定者、または基本チェックリスト（25の質問項目）該当者を対象とした介護予防・生活支援サービス事業と65歳以上のすべての高齢者を対象とした一般介護予防事業を実施している。

#### 介護保険制度の事業構成

介護給付(要介護1～5)	
予防給付(要支援1・2)	
地域 支 援 事 業	<b>介護予防・日常生活支援総合事業</b> ○介護予防・生活支援サービス事業（要支援1・2、事業対象者） ・訪問型サービス ・通所型サービス ・介護予防ケアマネジメント ○一般介護予防事業（65歳以上のすべての高齢者） ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業
	<b>包括的支援事業</b> ○地域包括支援センターの運営 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○生活支援体制整備事業 ○認知症施策推進事業 ○地域ケア会議推進事業
	<b>任意事業</b> ○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業

#### 5 介護（予防・総合事業）サービスの利用者負担

介護サービスを利用した場合の利用者負担は、要介護状態区分ごとの支給限度額の範囲内で、所得に応じて1割、2割、または3割である。

負担割合に応じた利用者負担のほか、通所サービスについては、食費・日常生活費が、施設サービス・短期入所サービスについては、居住費（滞在費）・食費・日常生活費が自己負担となる。

## 6 介護（予防・総合事業）サービスの種類

サービス種類 (対象者)		介護サービス (要介護 1～5)	介護予防サービス (要支援 1・2)	介護予防・生活支援サービス事業 〔要支援 1・2〕 事業対象者				
居宅サービス	訪問介護	○	/	(訪問型サービス)				
				緩和	○			
				短期	○			
	訪問入浴介護		○	/	/			
	訪問看護							
	訪問リハビリテーション							
	居宅療養管理指導							
	通所介護（定員 19 名以上）		○			(通所型サービス)		
						緩和	○	
						住民主体	○	
			短期			○		
	通所リハビリテーション		○			/	/	
	特定施設入居者生活介護							
	短期入所生活介護							
短期入所療養介護								
福祉用具貸与								
特定福祉用具購入費の支給								
住宅改修費の支給								
居宅介護支援	(介護予防支援) ○	〔介護予防ケア マネジメント〕 ○						
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	/	/				
	夜間対応型訪問介護							
	地域密着型通所介護 (定員 18 名以下)				/			通所介護と同じ
	認知症対応型通所介護							
	認知症対応型共同生活介護							○
	小規模多機能型居宅介護							△ (※1)
	看護小規模多機能型居宅介護					○		
	/							
	/							
施設サービス	介護老人福祉施設	○ (※2)	/	/				
	介護老人保健施設	○						
	介護療養型医療施設							
	介護医療院 (H30.4 創設)							

※1 要支援 2 の人のみサービス利用できる。

※2 原則要介護 3 以上の方がサービス利用できる。

## 7 本区の被保険者数等

### (1) 第1号被保険者

	平成12年4月末	令和3年3月末	令和4年3月末
第1号被保険者数	57,723人	113,997人	114,026人
認定者数 (認定率)	4,479人(7.8%)	21,139人(18.5%)	21,617人(19.0%)

### (2) 要介護認定者数(第2号被保険者含む)

	平成12年4月末		令和3年3月末		令和4年3月末	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
要支援	510人	11.0%				
要支援1			3,434人	15.9%	3,470人	15.7%
要支援2			3,144人	14.5%	2,984人	13.5%
要介護1	1,098人	23.6%	3,524人	16.3%	3,905人	17.7%
要介護2	876人	18.8%	3,824人	17.7%	3,809人	17.2%
要介護3	753人	16.2%	3,059人	14.1%	3,129人	14.2%
要介護4	809人	17.4%	2,857人	13.2%	2,913人	13.2%
要介護5	604人	13.0%	1,786人	8.3%	1,883人	8.5%
計	4,650人	100.0%	21,628人	100.0%	22,093人	100.0%

※ 端数処理により構成割合の計は100.0%にならないことがある。

### (3) 介護サービス利用者の状況(第2号被保険者含む)

	平成12年4月末		令和3年3月末		令和4年3月末	
	人数	対認定者割合	人数	対認定者割合	人数	対認定者割合
要介護認定者数	4,650人	—	21,628人	—	22,093人	—
介護サービス利用者数	2,710人	58.3%	14,781人	68.3%	15,258人	69.1%
居宅サービス	1,834人	39.4%	12,322人	57.0%	12,838人	58.1%
(再掲) 地域密着型サービス			(2,098人)	(9.7%)	(2,082人)	(9.4%)
施設サービス	876人	18.8%	2,459人	11.4%	2,420人	11.0%
総合事業利用者数			2,569人		2,421人	

※ 本表は、東京都国民健康保険団体連合会作成 介護給付費実績分析システムから集計。  
利用者数は、4月審査分(3月利用分)を計上。

※ 居宅サービス利用者数には地域密着型サービス利用者数を含む。

※ 端数処理により各サービスの対認定者割合の計は利用者数の対認定者割合と合わないことがある。

## 8 本区の令和4年度の保険料（年額）

保険料段階	対 象 者	基準額に対する比率	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税の人 及び 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	基準額×0.3	20,880円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円以下の人	基準額×0.4	27,840円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円を超える人	基準額×0.65	45,240円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人、かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	基準額×0.85	59,160円
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人で、第4段階に該当しない人	基準額	69,600円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	80,040円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	90,480円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.65	114,840円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.75	121,800円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×2.05	142,680円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×2.10	146,160円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×2.50	174,000円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.80	194,880円
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	基準額×2.90	201,840円
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の人	基準額×3.00	208,800円
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額×3.10	215,760円

※第1～3段階は低所得者保険料軽減後の保険料額

## 9 令和4年度介護保険会計当初予算

### 【歳入】

款	予 算 額	構 成 比
1 保険料	7,873,066 千円	20.3%
2 使用料及び手数料	1 千円	0.0%
3 国庫支出金	8,177,357 千円	21.1%
4 支払基金交付金	9,931,961 千円	25.6%
5 都支出金	5,476,653 千円	14.1%
6 財産収入	794 千円	0.0%
7 繰入金	6,991,539 千円	18.1%
8 繰越金	300,000 千円	0.8%
9 諸収入	9,629 千円	0.0%
計	38,761,000 千円	100.0%

### 【歳出】

款	予 算 額	構 成 比
1 総務費	821,376 千円	2.1%
2 保険給付費	35,713,974 千円	92.1%
3 財政安定化基金拠出金	1 千円	0.0%
4 地域支援事業費	1,900,777 千円	4.9%
5 基金積立金	1,794 千円	0.0%
6 諸支出金	223,078 千円	0.6%
7 予備費	100,000 千円	0.3%
計	38,761,000 千円	100.0%

## 10 報酬改定・制度改正について

### 介護職員等ベースアップ等支援加算

厚生労働省は、令和4年2月から9月までの間、介護職員の収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げて処遇改善を図るための「介護職員処遇改善支援補助金」を交付する。10月以降は、臨時の介護報酬改定を行い、新たに「介護職員等ベースアップ等支援加算」を創設し、同様の措置が継続される。加算額は、サービスごとに決められた加算率を介護報酬に乗じて算出し、改定率は1.13%となる見込みである。